令和６年７月３日発行

新紙幣に便乗した詐欺に注意！

新紙幣に切り替わると、旧紙幣は使えなくなりますよ。
今なら、係の者が交換に伺います。

旧紙幣が使えなくなるので、すぐに携帯電話を持ってＡＴＭに行ってください。電話で操作方法を教えます。

国の施策で、新紙幣がきちんと全国のＡＴＭで使えるか調査しています。謝礼を支払うので、モニターとしてＡＴＭ操作に協力してください。

タンス預金をしていませんか？
マイナンバー制度で預金を調べられて税務調査が入る可能性があります。当社で一時的に経費としてお預かりしますよ。

新紙幣が発行された後も、旧紙幣が価値を失うことはなく、引き続き使用できます！

このように「旧紙幣は使えなくなるから交換した方がいい。」などと言われても、他人に現金を渡したり、預けたりしないでください。

「お金」に関する不審な電話や訪問があったら、すぐに家族や知人、茂原警察署（電話０４７５－２２－０１１０）に相談してください。